

令和 8 年 9 月 11 日
大隅曾於地区消防組合

懲戒処分 of 公表

大隅曾於地区消防組合は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

記

1 被処分者（所属：大隅曾於地区消防組合）及び処分内容

消防司令補、男性（50代）	減給「10分の1 2か月」
消防司令、男性（50代）	戒告

2 処分発令日

令和 8 年 9 月 7 日

3 事案の概要

消防司令補・50代は部下に対し、令和 7 年 9 月ごろから令和 8 年 7 月ごろにかけて以下のパワー・ハラスメント行為を行った。

- (1) 業務上の指導で、一部適正な範囲を超え強い叱責する言動があった。
- (2) 勤務中に肩もみをさせた。
- (3) 非番日に車両での送迎をさせた。

なお、部下への指導監督に適性を欠いたとして消防司令・50代を処分することとした。

4 処分の理由

地方公務員法違反

5 消防長のコメント

今回の事案を重く受け止め、再発防止策の徹底と職員教育の強化に取り組んでまいります。